

## 令和6年度の旅券・領事手数料について

令和6年3月27日(総24第17号)  
在デンパサル日本国総領事館

●4月1日から領事・旅券手数料が改定されます。

1. 例年4月1日付で旅券・領事手数料の改定を行っており、この度令和6年度分の手数料額が確定いたしましたので、詳細は当館ホームページをご参照ください。

[https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/02\\_09fee.html](https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/02_09fee.html)

※旅券・領事手数料の基準邦貨額に変更はなく、財務省が毎年行う邦貨とインドネシア通貨との換算レートの見直しに伴う改定です。

2. 3月31日以前に申請された場合は、交付日が4月1日以降であっても、交付時に令和5年度の手数料が適用されますので、ご注意ください。

以上